

益田市建設工事 総合評価方式 運用手引き （令和7年度版※）

総務管財課入札監理室

1 総合評価方式の意義

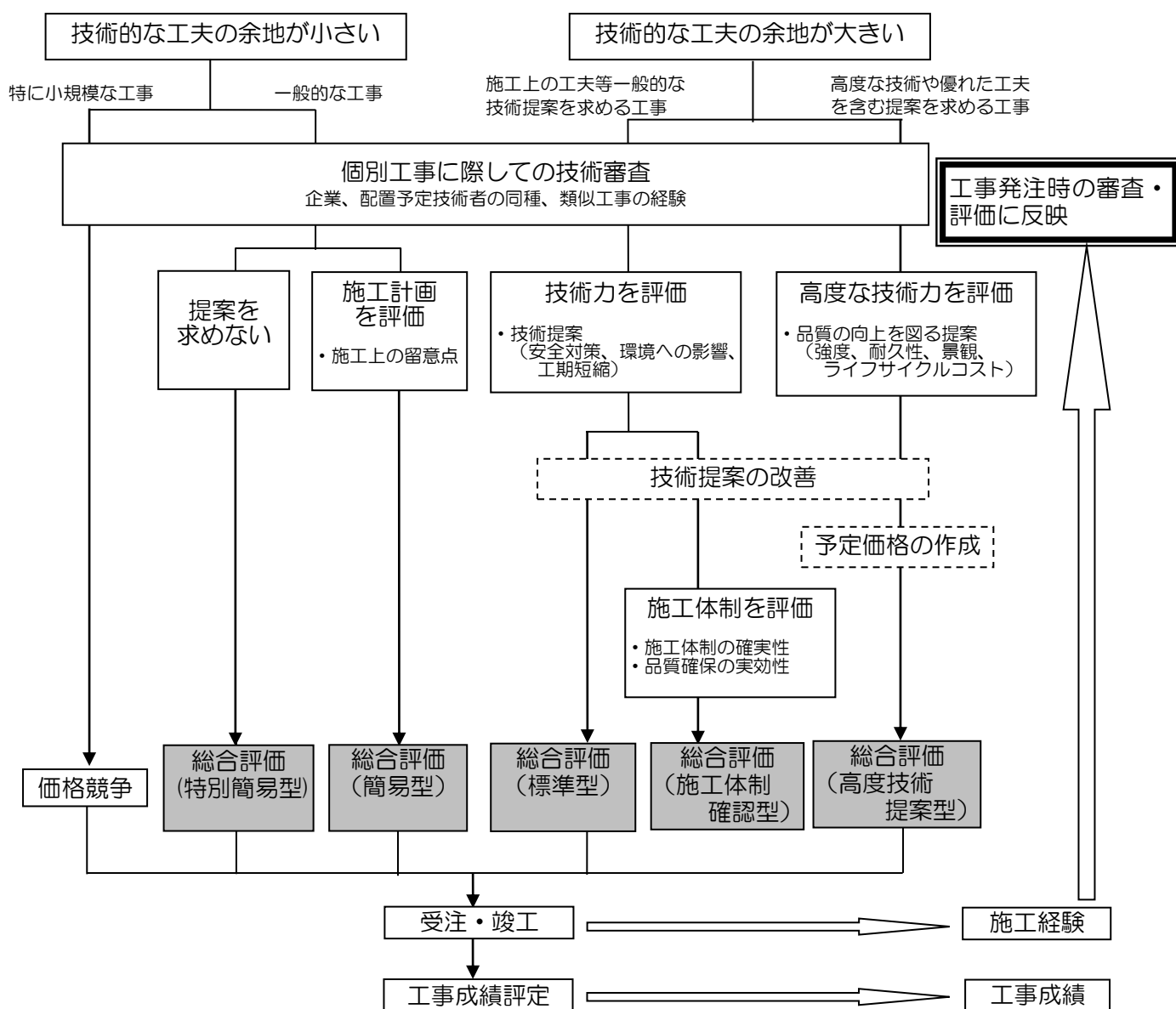
公共工事の入札は、従来、「価格のみの競争」が中心であったが、全国的にも公共事業費の減少が続く中で、受注競争の激化にともなう低価格入札が増加し、手抜き工事、下請けへのしわ寄せ、安全の切り捨てなどが懸念される状況となった。

このような背景のもと、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が施行された。

この法律では、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、その主要な取り組みとして総合評価方式の適用を掲げている。

益田市では、平成19年度に総合評価方式を本格導入して以降、実施拡大を図ってきたところである。総合評価方式の適用により、公共工事の施工者には必要な技術力を求めることから、品質確保、性能向上、長寿命化、将来維持管理費の低減あるいは環境対策等において住民、利用者に利益がもたらされることとなる。

2 技術力の評価・活用イメージ



3 総合評価方式適用区分について

原則として次のとおりとする。

- 5千万円以上の工事で総合評価方式を適用
 - 技術的工夫の余地がある2億円以上の工事で、標準型を適用
 - 1億円以上の工事で、簡易型を適用（ただし、一部の工事において施工体制確認型を試行する場合がある。
 - 5千万円以上1億円未満の工事で、特別簡易型を適用
ただし、技術的課題に対し、施工計画あるいは対策・工夫を求める工事（法面・舗装等の専門工事、橋梁や擁壁等の重要構造物工事、等）では、簡易型を適用
- 5千万円未満（1千万円以上）の工事では必要により、品質確保や社会的要請の高い工事で特別簡易型を適用

注1）適用形式は原則であり、工事の内容・特殊性等により変更する場合がある。

注2）災害、災害に関連する事業等において、被災初年度における工事等緊急を要する工事については、総合評価方式の対象外とする場合がある。

（総合評価方式適用区分）

発注金額の規模	落札者決定方式	
2億円以上	総合評価方式 簡易型、標準型（施工体制確認型）、高度技術提案型	
1億円以上	総合評価方式 簡易型、標準型（施工体制確認型）	
5千万円以上	総合評価方式 特別簡易型、簡易型	
1千万円以上	通常の価格競争	総合評価方式（社会的要請の高いもの等） 特別簡易型

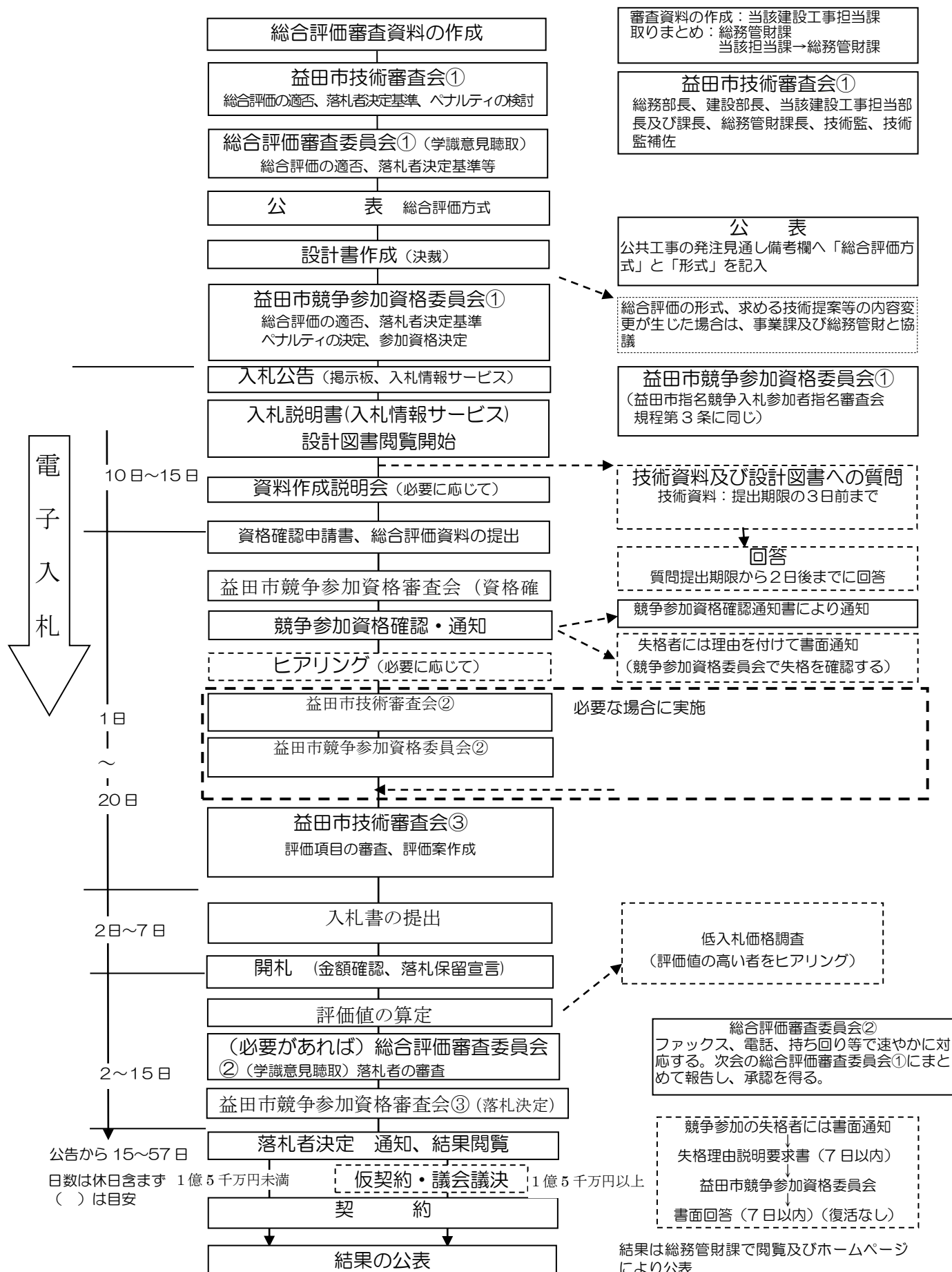
※総合評価方式は低入札価格調査制度で実施するものとする。

（総合評価の型式）

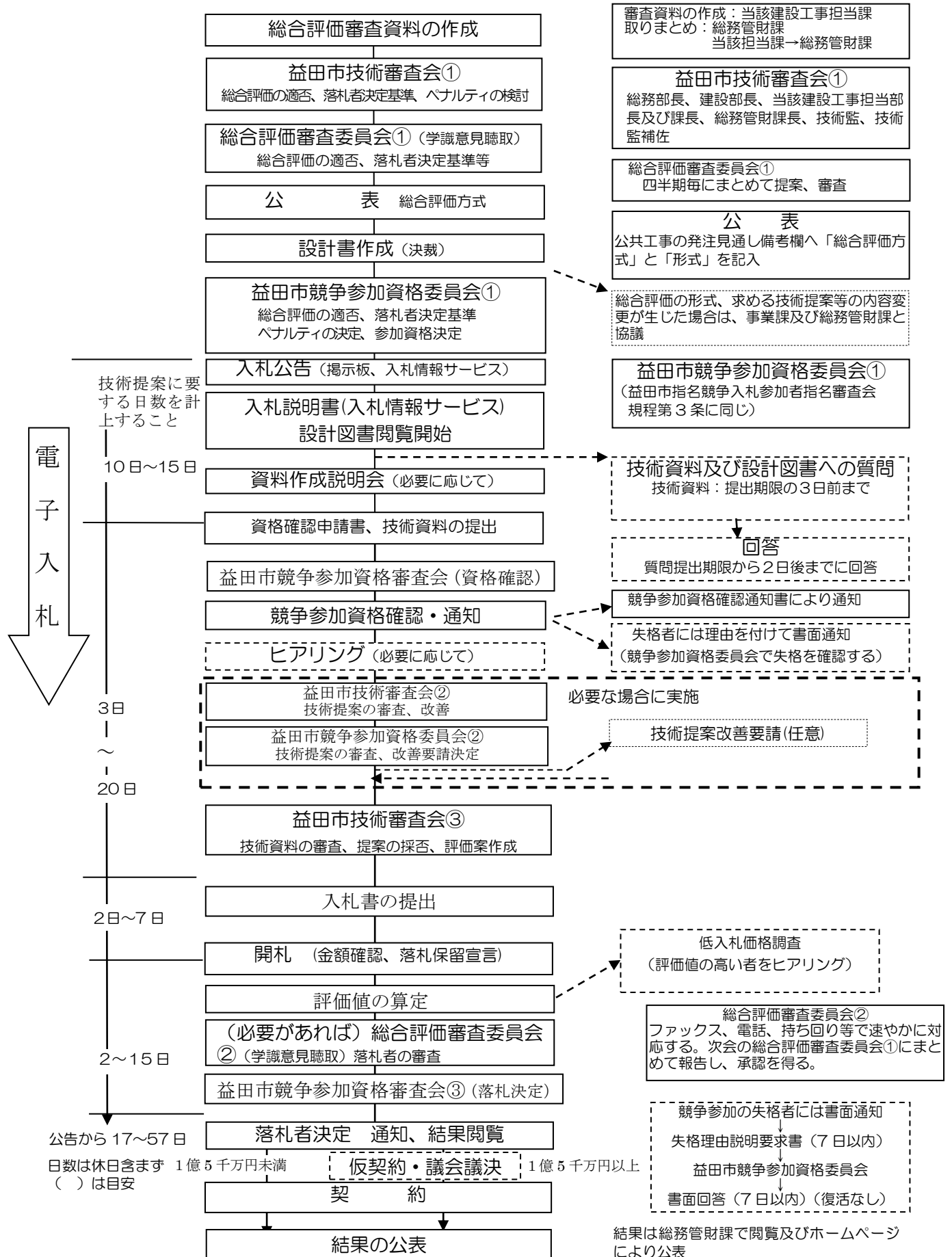
	特別簡易型	簡易型	標準型	施工体制確認型（試行）	高度技術提案型
技術特性	技術的工夫の余地が比較的小さい工事		普通程度の技術的工夫の余地がある工事	標準型と併用し、工事の品質確保に係る要求要件の確実な実現を求める工事	高度な技術力を要し、特殊な条件を有する工事
評価項目（取捨選択）	—	施工上の留意点に関する提案	技術提案 技術提案に係る施工計画	技術提案技術 提案に係る施工計画 施工体制確保の確実性 品質確保の実効性	技術提案 技術提案に係る施工計画
	企業実績、技術者資格能力、地域貢献度、地理的条件等				
提案項目	設けない	2～3課題	原則3課題以上	標準型と同程度	総合的なコスト削減、工事目的物の性能・機能向上に関する提案
加算点	20点	30点	40点	標準型プラス20点	50点
技術提案の改善	—	—	必要に応じて設定できる		
技術提案の予定価格への反映	—	—	—	—	必要に応じて設定できる。
技術審査機関	益田市技術審査会				
入札その他	入札担当課				

4 実施の手順

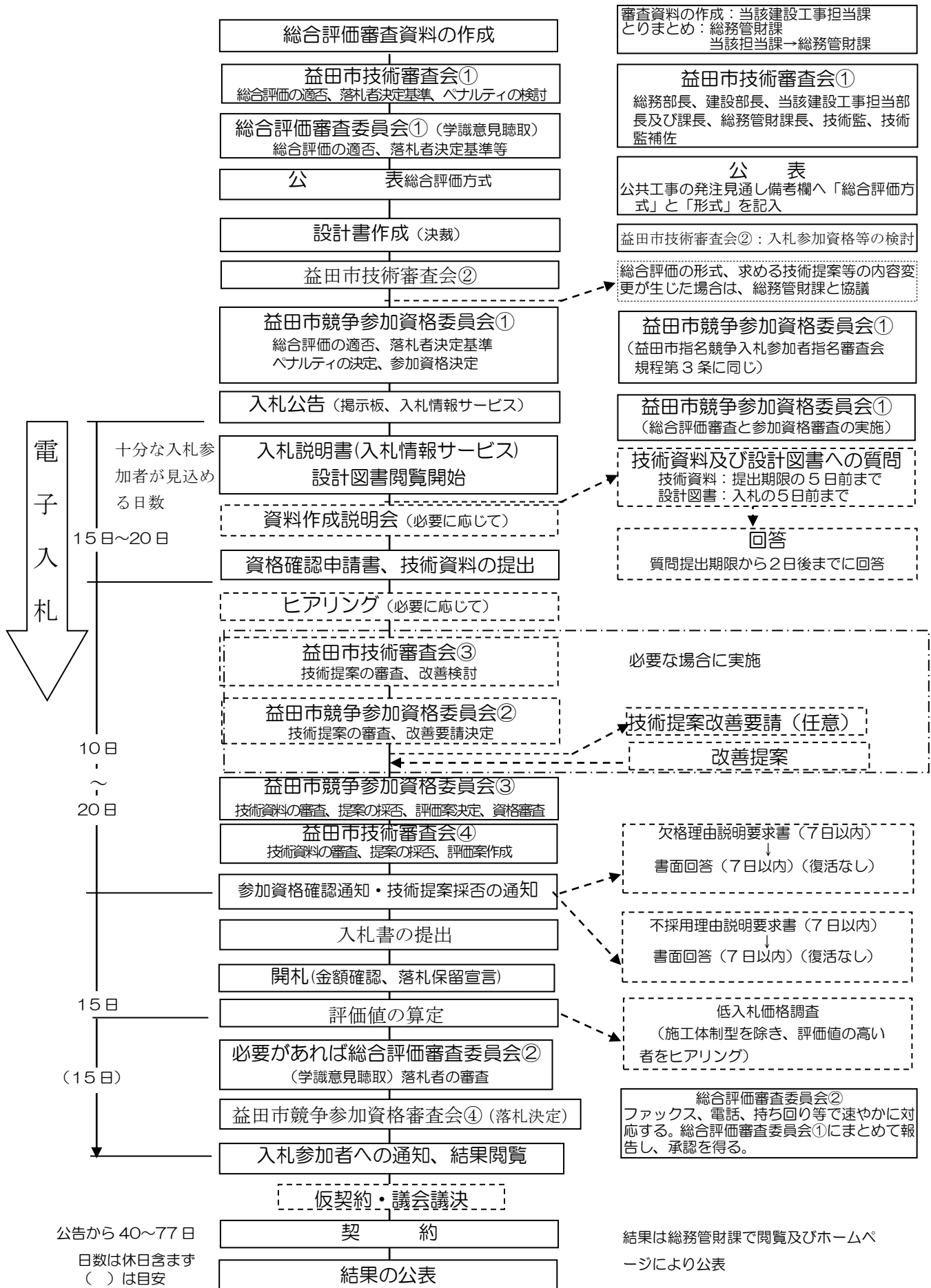
(1) 特別簡易型総合評価方式一般競争入札（原則1億円未満）



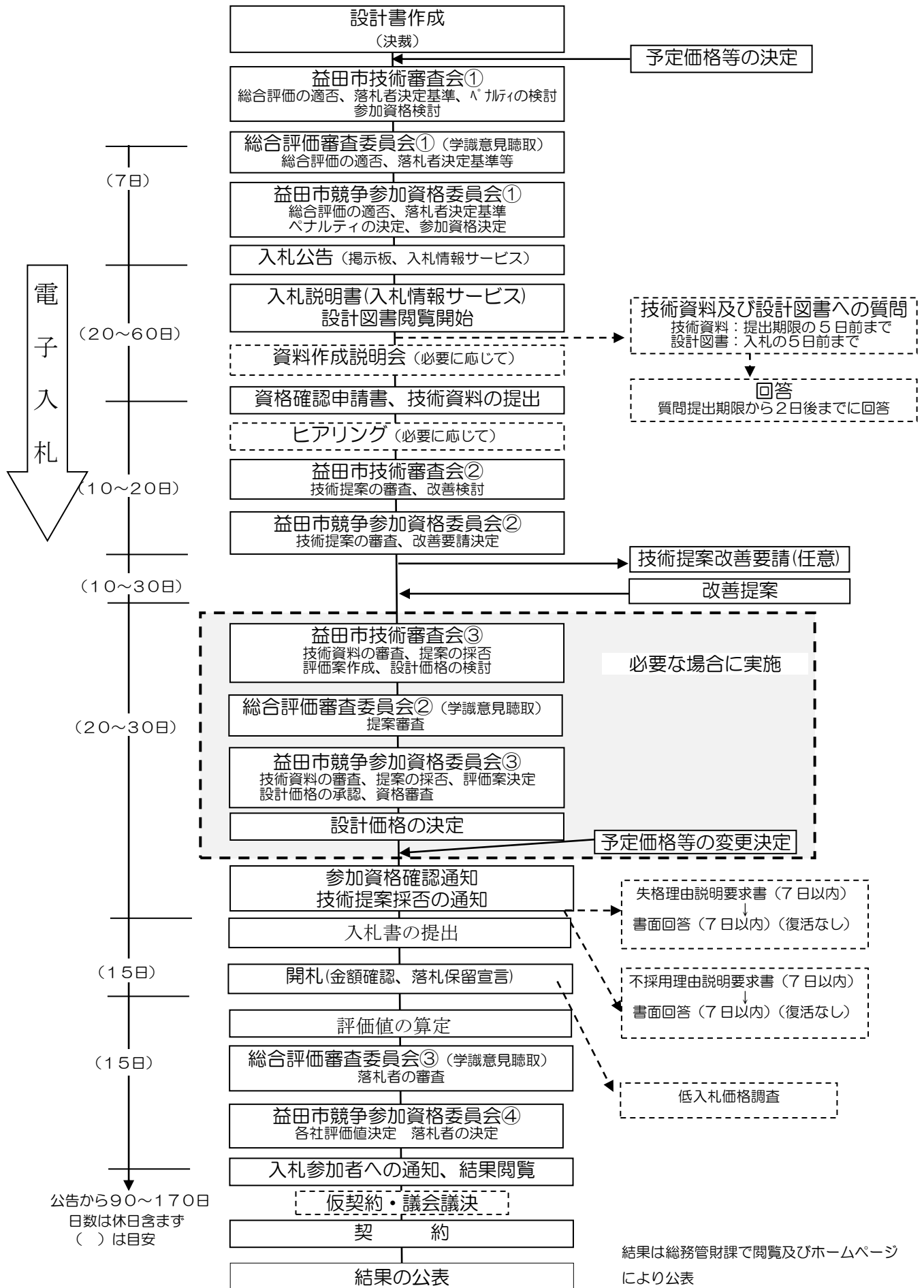
(2) 簡易型総合評価方式一般競争入札（原則 2 億円未満）



(3) 標準型総合評価方式一般競争入札（原則 2 億円以上）

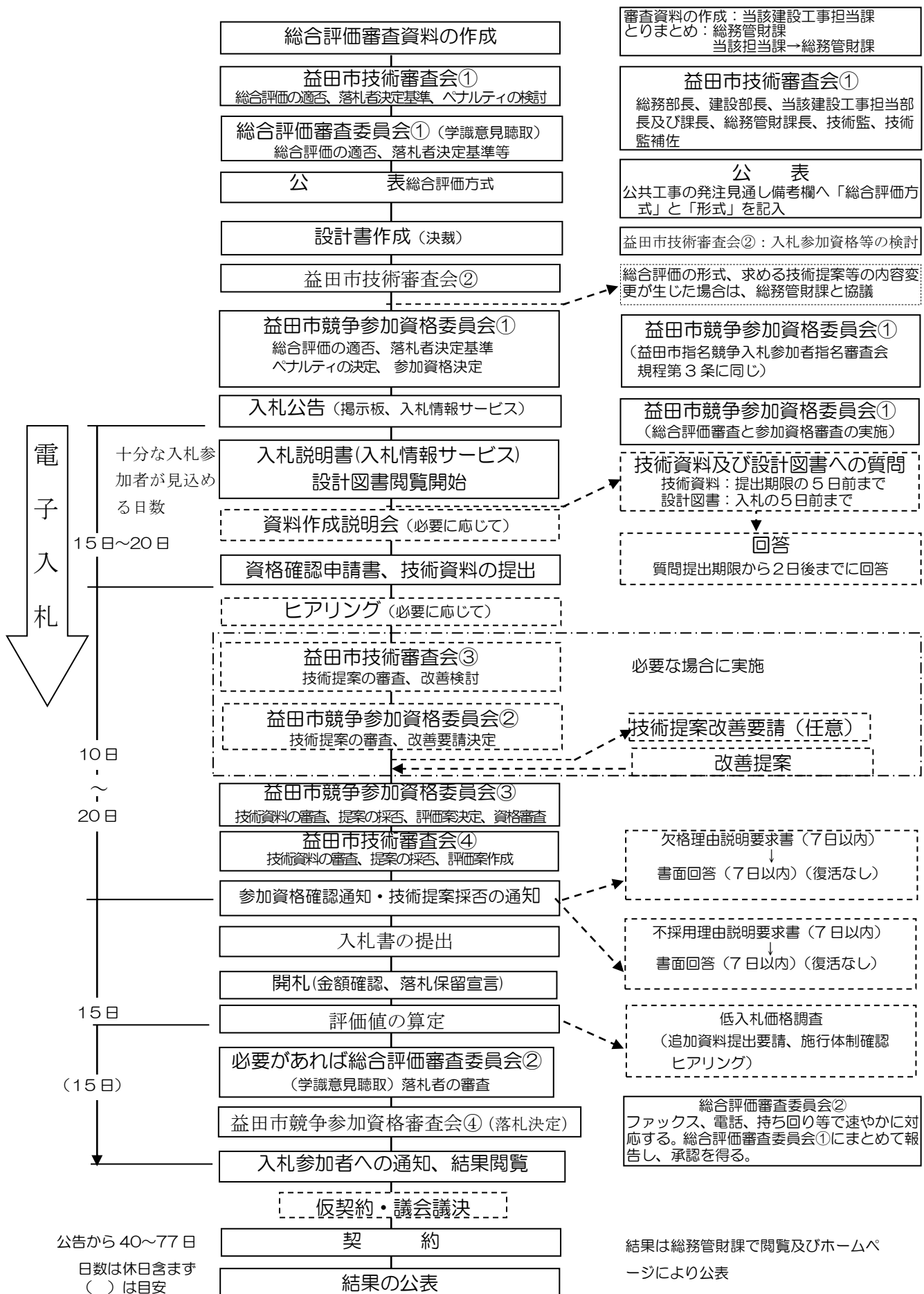


(4) 高度技術提案型総合評価方式



【参考】

施工体制確認型（試行）の総合評価手順



5 落札者決定基準等

(1) 総合評価方式の評価方法

評価方法は除算方式で行う。

標準点（100点）に評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

総合評価は「技術評価点」を当該入札者の入札価格で除した値（評価値）の大小をもって行う。

$$\begin{aligned}\text{技術評価点} &= \text{標準点（100点）} + \text{加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

ただし、下記の条件を満たしていない場合は標準点を0点とする。

- 技術提案を求める工事（標準型、高度技術提案型等）
 - ・ 技術提案が発注者の示す施工方法等の標準的な仕様（以下「標準案」という）を満たしていること
- 施工上の留意点を求める工事（簡易型等）
 - ・ 提案内容が発注者の求める施工上の留意点・課題に対して、論理的に記述されていること。
 - ・ 複数の評価課題がある場合、すべての課題で提案があること。
簡易型では課題に対する対策・工夫の提案を求めているので、「論理的に記述されていない」とは、例えば、提案が全くない場合や「仕様書のとおり施工します」等の提案する姿勢が認められない場合が該当する。

（参考）施工体制確認型

施工体制確認型総合評価では、技術提案の内容と施工体制の審査結果は技術提案が確実に実現できる程度に関連することから、技術提案評価点に関する加算点は、施工体制評価点の満点に対する割合を乗じたものとする。この技術提案加算点と技術提案以外の評価点及び施工体制評価点に標準点（100点）を加えたものを技術評価点といい、技術評価点を当該入札者の入札価格で除したものを評価値という。

$$\begin{aligned}\text{技術提案等加算点} &= \text{技術提案評価点} \times (\text{施工体制評価点} / 20\text{点}) + \text{技術提案以外の評価点} \\ \text{技術評価点} &= \text{標準点（100点）} + \text{技術提案等加算点} + \text{施工体制評価点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

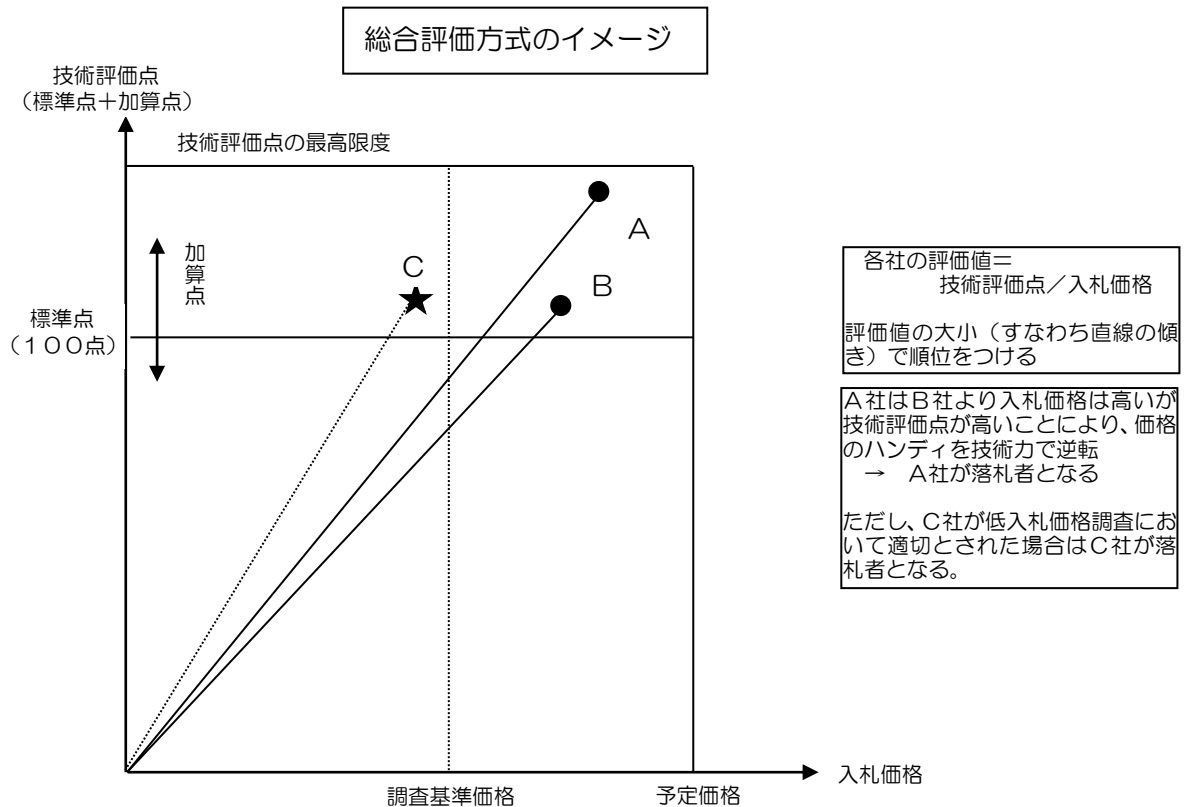
標準点を0点とする場合は、他の型式と同様とする。

(2) 落札者の決定方法

次の要件に該当する入札者のうち、上記「評価値」の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときはクジによる。

- ・ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- ・ 益田市建設工事低入札価格調査取扱規程制度実施要領において失格等でないこと。

※総合評価方式は金額の大小にかかわらず、最低制限価格は設定されない。



6 主な評価項目及び評価基準

以下に示した評価項目及び配点等は、建設工事を対象とした例であり、工事の特性及び加算点合計との関係で変更する場合がある。（標記例以外の評価項目も設定可能）

（１） 主な評価項目、配点の例について

■ 型式毎の必須項目について

全ての型式

- ・企業の工事成績評定点
- ・低入札工事の成績による減点

標準型（施工体制確認型を含む）

- ・技術提案
- ・技術提案がない場合の減点

簡易型

- ・施工上の留意点

■ 企業の工事成績評定点による評価について

原則として、評価対象とするのは次の全ての事項に該当する工事成績

- ・ 過去２年間に完成した工事※１
- ・ 益田市発注工事 ※２
- ・ 工事種別 全工事 ※３

※１ 対象となる工事件数が少数と想定される場合（建築工事及び特殊工事）は対象年数を５年程度まで拡大する場合がある。

※２ 市外企業が対象となる工事の場合は県・国（中国地方整備局等）の成績も対象とする場合がある。

※３ 発注工事が次の①～⑤のいずれかである場合、当該発注工事の同種工事のみの工事成績を評価対象とする。

- ①建設工事の種類「舗装工事」、②工事種別「法面処理工事」、③橋梁上部工（鋼橋または PC 橋）、④建築関連工事、⑤その他特殊工事等

■ 低入札工事の工事成績による減点評価について

益田市発注の工事で、低価格入札で請け負った前年度完成工事の工事成績が良好でない（７３点未満）場合に減点評価とする。

■ 県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による減点評価について

市発注の工事で、県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による工事成績評定点の減点を受けたことがある場合に減点評価とする。ただし、下請義務付けの告示がされている工事がある場合のみ、適用する。

（２） 評価項目の評価基準について

下記（a）による定量的評価、または（b）、（c）による定性的評価のいずれかによる。

評価方式	説 明
（a）数値方式	提示された最高の性能等の数値に満点を、最低限の性能等（標準案等）の数値に０点を与える。その中間の数値には、按分した点を与える。（小数２位で四捨五入し、小数１位を基本）
（b）判定方式	数値化が困難な場合、優良可等２～３段階の階層を設け、入札参加者の評価項目値が該当する階層を判定し、その階層に応じた点数を与える。例えば３階層とすれば、優に３点、良に２点、可に１点、提案なしに０点を与えることなどが考えられる。
（c）順位方式	数値化が困難な場合、入札参加者を順位付けし、順位により点数を与える。最上位者に満点、最下位者に０点を与え、その中間は均等に按分して点数を与える。

(3) 総合評価方式を必要とする事項等

◎総合評価を必要とする社会的要請

(特別簡易型を簡易型で行う場合又は5千万円未満の工事で総合評価を行う目安としてチェックする)

社 会 的 要 請 項 目		備 考
近接施工	☐ 鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。	
	☐ 架空線があり、施工に配慮を要する。	
	☐ 地下埋設物があり、施工に配慮を要する。	
	☐ 民家があり、施工に配慮を要する。	騒音、振動、粉塵
	☐ 病院・学校等の重要施設があり、施工に配慮を要する。	騒音、振動、粉塵
現道作業	☐ 施工にあたり交通規制が伴う。	
	☐ 施工にあたり・歩行者の安全対策に配慮を要する。	
水質汚濁	☐ 水質汚濁防止の対策が必要。	
	☐ 地下水遮断の対策が必要。	
騒音・振動	☐ 施工にあたり、騒音・振動対策が必要。	
大気汚染	☐ 施工にあたり、大気汚染対策が必要。	
臭気	☐ 施工にあたり、臭気対策が必要。	
地盤沈下	☐ 施工にあたり、地盤沈下対策が必要。	
揮発性有機化合物	☐ 施工にあたり、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の対策が必要。	
環境	☐ 自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要。	騒音、振動、粉塵

※チェック項目が3項目以上あれば、総合評価を検討すること。

◎施工上の留意点の設定

(主に簡易型で提案を求める課題設定の目安とする)

施 工 上 の 留 意 点	評 価 基 準
工程管理に係わる技術的所見	・ 工事の手順が適切であること
	・ 各工程の工期設定が適切であること
材料の品質管理に係わる技術的所見	・ コンクリートや鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法が適切であること
施工上の課題に対する技術的所見	・ 発注者が指定した施工上の課題への対応が適切であること
施工上配慮すべき事項 (安全管理、環境面の配慮等)	・ 施工上配慮すべき事項及び配慮方針が適切であること
県内開発技術・資材等の活用	・ 県内開発技術・資材等の現場での使用が可能であること
技能者等の活用	・ ○○基幹技能者等の現場配置が可能であること

◎標準型、高度技術提案型で求める技術提案の設定

分類	施 工 上 の 技 術 的 課 題			備 考
施 工 計 画	技術提案に係わる 具体的な施工計画	工程管理に係わる 技術提案	工事の手順が適切であること 各工程の工期が適切であること	
		材料の品質管理に 係わる技術提案	コンクリートや鋼材溶接部等の品質の確認方 法、管理方法が適切であること	
		施工上の課題に対 する技術提案	発注者が指定した施工上の課題への対応が適 切であること	
		施工上配慮すべき 技術提案	施工上配慮すべき事項及び配慮方針が適切で あること	
具 体 的 な 技 術 提 案	社会的要請への 対 応 に 関 する 技術提案	近接施工	鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。	
			架空線があり、施工に配慮を要する。	
			地下埋設物があり、施工に配慮を要する。	
			民家があり、施工に配慮を要する。	騒音、振動、粉塵
			病院・学校等の重要施設があり、施工に配慮 を要する。	騒音、振動、粉塵
		現道作業	施工にあたり交通規制が伴う。	
			施工にあたり・歩行者の安全対策に配慮を要 する。	
		水質汚濁	水質汚濁防止の対策が必要。	
			地下水遮断の対策が必要。	
		騒音・振動	施工にあたり、騒音・振動対策が必要。	
		大気汚染	施工にあたり、大気汚染対策が必要。	
		臭気	施工にあたり、臭気対策が必要。	
		地盤沈下	施工にあたり、地盤沈下対策が必要。	
		揮発性有機化合物	施工にあたり、ホルムアルデヒド等の揮発性 有機化合物の対策が必要。	
		環境	自然保護区域内や希少動植物への配慮が必 要。	騒音、振動、粉塵
	・工事目的物の性能、機能の向上に関す る技術提案	自動車専用道や交通量の多い道路等で、走行 性・低騒音が求められる。		道路舗装
		低騒音・低振動化により、住民満足度が向上 する設備。		設備の騒音、振動
		材料やコンクリートの特別な品質管理・出来 形管理が求められる。		コンクリート構 造物等
		施工数量により、設備の機能・性能が向上す る。		利水容量等の確保
案	総合的なコストの 縮減に関する技術 提案	ライフサイクル コスト	供用中にエネルギーを消費する施設で、消費 量の削減によりライフサイクルコストが削減 される。	機械設備の燃料 消費量の削減
			維持管理が困難な構造物で、長寿命化により ライフサイクルコストが削減される。	橋梁等の塗装
		補償	補償を要する工事で工期の短縮が補償費の削 減につながる。	水利権、漁協権等 の補償期間の短 縮

(4) 配点例等

①技術提案等（例）

提案等は一つの項目について3提案までとし、4提案目からは評価しない。

分類	評 価 項 目		配点例
(施 工 施 工 の 留 意 点)	下記のうちから特定工種（あるいは全般）に関し、いわゆる論文形式の施工計画等を募る		
	工程管理	工事の手順、工期の適切性の記述（工程表に技術的補足説明を加えたもの）	3
	品質管理	盛土、コンクリート、鋼材等の品質確認、管理方法等の記述	
	出来形管理	標準の管理基準に対しての上乗せ基準、管理方法等	
	施工上の課題に対する事項	発注者が指定した施工上の課題に対する対応方針等の記述	
	施工上配慮すべき事項	配慮すべき事項及び配慮方針の記述（学校、水源地等が近接した現場等）	
	下記の具体的な技術提案に係る施工計画の記述		
具 体 的 な 技 術 提 案	社会的要請への対応、工事目的物の性能・機能の向上、総合的なコストの縮減等からある特定課題を発注者が示し、提案を募る		
	現場作業日数の短縮	住民、道路利用者への影響の指標（ある特定工種あるいは全体について）	5
	交通規制日数の短縮	道路利用者への影響、渋滞助長の指標	
	騒音・振動対策	住民への影響	
	供用性（路面平坦性）	道路利用者への快適性、維持管理性	
	水質汚濁、防塵対策	住民、環境への配慮	
	大気汚染・悪臭対策	住民、環境への配慮	
	地盤沈下・土壌汚染	環境対策	
	歩行者の安全確保策	道路利用者、交通弱者への配慮	
	工事ヤードの面積低減策	道路利用者、土地改変への配慮	
	文化財保護		
	景観・生態系保全		
	省資源・リサイクル対策		
	将来維持管理費の低減策	ライフサイクルコスト	
	補償費の低減策		
	商業者等への影響低減策		
	工事に伴う事業損失軽減		
そ の 他	イメージアップ計画等	地域住民、沿道利用者等とのコミュニケーション強化の計画	2
	県内開発技術・資材等の活用	しまハツ・建設ブランド、県内産資材等の当該現場での使用の有無	1
	技能者等の活用	基幹技能者の当該現場での配置の有無	1

②企業の評価（例）

評価項目		評 価 基 準		加算点例	配点例	
【必須項目】 工 事 成 績 評 定 点	(加点評価) 企業の工事成績 評定点	【一般土木等】 過去２年間に完成した市発注工事における工事成績評定点の平均点を評価する。 【舗装】 過去２年間に完成した市発注の建設工事の種類が「舗装工事」における工事成績評定点の平均点を評価する。 【法面】 過去２年間に完成した市発注の工事種別が「法面処理工事」における工事成績評定点の平均点を評価する。 ※４ 入札参加条件、工事の特性等により別途設定する場合がある。			5	
		計算方式	対象となる工事成績が２件以上ある者は別表１により算定する。			5～1 又は 0
			対象となる工事成績が１件または無い者は別表２により算定する。			
	(減点評価) 低入札工事の成績による減点	益田市発注の工事で、低価格入札で請け負った前年度完成工事の工事成績評定点が７３点未満の場合に減点評価する。			-5	
		計算方式	低入札工事の成績評定点が７０点は-５点、７３点で０点となるよう中間は按分して減点する。			-5～0
「企業の工事成績評定点」の配点を変更する場合、「低入札工事の成績による減点の配点」については、「低入札工事の成績による減点の配点」＝－「企業の工事成績評定点の配点」とする。						
過去１０年間の同種工事施工実績の有無 ただし、７０点未満は実績として認めない		国、県、市発注工事で同種工事実績が２回（例）以上		2	2	
		上記の同種工事実績が１回		1		
		同種工事実績なし		0		
過去５年間の優良工事表彰の有無		国、県、市発注工事で優良工事表彰３回（例）以上		2	2	
		上記の表彰１～２回		1		
		表彰実績なし		0		

別表１）対象となる工事成績が２件以上の場合

評定点の平均点	80点以上	79点以上 80点未満	78点以上 79点未満	77点以上 78点未満	76点以上 77点未満
加算点	5.0点	4.5点	4.0点	3.5点	3.0点
評定点の平均点	75点以上 76点未満	74点以上 75点未満	73点以上 74点未満	70点以上 73点未満	70点未満
加算点	2.5点	2.0点	1.5点	1.0点	0点

（別表２）対象となる工事成績が１件または無い場合

評定点	80点以上	79点	78点	77点	76点
加算点	4.5点	4.0点	3.5点	3.0点	2.5点
評定点	75点	74点	70点以上 74点未満	70点未満	実績なし
加算点	2.0点	1.5点	1.0点	0点	0点

③配置予定技術者の評価（例）

評価項目	評価基準		加算点例	配点例
入札公告日前日における主任（監理）技術者の保有する資格	1 級土木施工管理技士、1 級建設機械施工技士のどちらかの資格あり		1	1
	1 級土木施工管理技士、1 級建設機械施工技士のどちらの資格もない		0	
過去1年間の継続学習の取組み（CPDS）	個人	CPDS30ユニット以上	1	1
		CPDS30ユニット未満	0	
過去5年間の主任（監理）技術者または現場代理人としての施工経験の有無 ただし、70点未満は実績として認めない	標準型、簡易型等に適用	同種工事の実績が2回以上ある者	2	2
		同種工事の実績が1回ある者	1	
		実績なし	0	
過去5年間の主任（監理）技術者、現場代理人及び担当技術者※5としての施工経験の有無 ただし、70点未満は実績として認めない	特別簡易型に適用	同種工事の実績が2回以上ある者	2	2
		同種工事の実績が1回ある者	1	
		実績なし	0	
過去5年間の優秀建設技術者表彰の有無 （主任（監理）技術者又は現場代理人として受けた表彰）	優秀建設技術者表彰が2回以上ある者		2	2
	優秀建設技術者表彰が1回ある者		1	
	表彰実績なし		0	

○複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

※5【担当技術者としての施工経験】…特別簡易型に適用する。

- 担当技術者としての施工経験については、同種工事の担当技術者としてコリンズ登録されているものに限り評価する。

ただし、その評価にあたっては、必要に応じコリンズ登録（従事期間、担当工事内容）どおりに同種工事に従事したことがわかる資料（最終の工程表等）を提出する必要がある。

- 担当技術者とは、

担当技術者とは、主任（監理）技術者でない技術者であり、従事した工事における工種、工法・型式（コリンズ登録体系によるもの）の工程の全期間において、主任（監理）技術者の指導監督の下で、施工管理（写真管理、品質管理、出来形管理、工程管理のいずれか）を担当する者とし、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

- 今後、市工事における担当技術者のコリンズ登録にあたっては、施工計画書（又は変更施工計画書）の計画工程表及び現場組織表に「担当技術者名」、担当する「工種、工法・型式」（コリンズ登録体系による）、「職務内容」、「従事期間」を明確に記述し、工事完了時に監督員がその記述どおり当該工事に従事したことを発注者が確認した者に限り承認する。

（次頁「施工計画書記載例」のとおり）

※5【担当技術者としての施工経験】

設計変更があれば、要変更

(施工計画書記載例)

○計画工程表

計画工程表は、各種別について作業の初めと終わりがわかるバーチャートで作成する。

〔計画工程表記載例〕

項 目		単位	数量	担当 技術者	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
工種	工法・型式				10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
コンクリート構造物工事	カルハート工	箇所	〇〇	〇〇〇〇	6/10					11/20

※工種、工法・型式（コリンズ登録体系）については、下記アドレスを参照。

http://ct.jacic.or.jp/corporation/howto/act_for/pdf/code_ichiran.pdf

○現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、監理（主任）技術者、専門技術者、担当技術者を置く工事についてはそれを記載する。

〔現場組織表記載例〕

現場代理人		現場事務担当者	氏名
氏 名		資材担当者	氏名
TEL FAX		労務担当者	氏名

監理技術者又は主任技術者	
氏 名	
TEL FAX	

品質証明員	
氏 名	
TEL FAX	

担当技術者	
〇〇 〇〇	
工種、工法・型式	
〇〇〇工、〇〇工	
職務内容	
品質管理 出来形管理 写真管理	
従事期間	
〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日	

(技術関係者)	
労務安全担当者	氏名
火薬類取扱保安責任者	氏名
重機管理担当者	氏名
機械器具管理担当者	氏名
交通安全担当者	氏名
測量出来形担当者	氏名
安全巡視員	氏名
写真管理担当者	氏名
品質管理担当者	氏名
出来形管理担当者	氏名
工程管理担当者	氏名
建設副産物責任者	氏名

担当技術者として認める者
＝土木工事施工管理基準に定める
施工管理担当者

工種、工法・型式欄については、コリンズ登録の工種、工法・型式体系から選択して記述する。

当該担当技術者の現場への従事については、施工計画書の記述どおりであることを発注者が確認できれば、コリンズ登録を承認する。

④地域貢献度（例）

評価項目	評価基準		加算点例	配点例
過去2年間の市との防災協定等の締結の有無	過去2年間に於いて、連続した締結実績あり （所属している団体の締結でも可）		1	1
	締結実績なし		0	
過去2年間の市道又は河川維持修繕業務の受注実績	過去2年間に於いて、2ヶ年度とも受注実績あり（受注実績は発注者の認める下請け実績でも可）		2	2
	過去2年間に於いて、いずれかの年度に受注実績あり		1	
	受注実績なし		0	
	※6 地域密着型	過去2年間に於いて、2ヶ年度とも〇〇〇〇での契約実績がある者	2	
		過去2年間に於いて、いずれかの年度に〇〇〇〇での契約実績がある者又は2ヶ年度とも〇〇〇〇以外で契約実績がある者	1	
		上記でない者	0	
過去2年間の市道の除雪業務契約実績	過去2年間に於いて、両年度とも受注実績あり（受注実績は発注者の認める下請け実績でも可）		2	2
	前年度に受注実績あり		1	
	上記でない者		0	
	※6 地域密着型	過去2年間に於いて、両年度とも〇〇〇〇での契約実績がある者（受注実績は発注者の認める下請け実績でも可）	2	
		過去2年間に於いて、どちらかの年度に〇〇〇〇での契約実績がある者又は両年度とも〇〇〇〇以外で契約実績がある者	1	
		上記でない者	0	
過去2年間の上水道配水管修繕業務の受注実績	過去2年間に於いて、両年度とも受注実績あり（受注実績は発注者の認める下請け実績でも可）		2	2
	前年度に受注実績あり		1	
	受注実績なし		0	
	※6 地域密着型	過去2年間に於いて、両年度とも〇〇〇〇での契約実績がある者（受注実績は発注者の認める下請け実績でも可）	2	
		過去2年間に於いて、どちらかの年度に〇〇〇〇での契約実績がある者又は両年度とも〇〇〇〇以外で契約実績がある者	1	
		上記でない者	0	
過去2年間の災害復旧工事（林地崩壊防止工事を含む）の受注実績	過去2年間に於いて、3件以上の受注実績あり		3	3
	過去2年間に於いて、2件の受注実績あり		2	
	過去2年間に於いて、1件の受注実績あり		1	
	受注実績なし		0	
過去2年間の市内でのボランティア活動（会社として10名以上または従業員の半数（最低3名）以上が参加）、ハートフルしまね活動の実績	過去2年間に於いて、両年度とも市内での実績あり		1	1
	なし		0	
	※6 地域密着型	過去2年間に於いて、両年度とも〇〇〇〇でのボランティア活動等への参加実績がある者	1	
		上記でない者	0	
	ボランティア活動は客観的に認められるもの（例えば不特定多数の者が利用する公共・公益施設等における活動や県民・地域住民に対して行う活動、あるいは社会福祉施設等への活動）で、市町村の証明、新聞記事、社内報掲載記事、自治会長等の証明等による。			

労働福祉関連の状況	企業としての次のa～dに掲げる項目を評価する。 a 高年齢者の雇用確保：下記のいずれかの措置が取られている場合（※7） ・定年年齢が65歳を超えている（満65歳の誕生日以降） ・65歳を超える年齢までの継続雇用がある（満65歳の誕生日以降） ・定年の定めがない b 障がい者雇用の実態：下記のいずれかの実態がある場合 ・法定雇用率を適用される者…法定雇用率を超える雇用（※8） ・法定雇用率を適用されない者…1人以上の雇用 c 育児・介護休業に関する制度：下記のいずれかの取組みがある場合 ・育児・介護休業法（育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）で定める制度（※9）を超える内容を含む制度を規定していること ・しまね子育て応援企業（こころカンパニー）（※10）、ますだ子育て応援宣言企業（※11）について、認定されていること d 健康づくりへの取組みがある場合 ・健康経営優良法人（※12）について、認定されていること		
	その他（評価項目a～d）の場合		
	a～dのうちすべて該当する場合	2	2
	a～dのうち1つまたは2つ該当する場合	1	
	該当がない場合	0	
消防団協力事業所 （本制度が運用されている市町村において設定すること）	入札公告日前日において、消防団協力事業所と認定されている者	1	1
	なし	0	
松江保護観察所による 協力雇用主としての登録状況	入札公告日前日において、協力雇用主として登録されている者	1	1
	なし	0	
機械保有の状況 注【土木一式工事】	入札公告日前日において、建設機械（※13）を3台以上、保有若しくは長期リース契約している場合	1	1
	上記でない場合	0	
機械保有の状況 注【舗装工事】	入札公告日前日において、建設機械（※14）を1台以上、保有若しくは長期リース契約している場合	1	1
	上記でない場合	0	
若手・女性技術者・若手従業員の新規雇用 注【標準型適用】	・令和5年4月1日以降に、若手技術者（満年齢29歳以下の技術者）又は女性技術者を1人以上新規雇用している場合。ただし、入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（※15）	1	1
	・令和5年4月1日以降に、若手従業員（満年齢29歳以下で若手技術者を除く）を1人以上新規雇用している場合。ただし、入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（※15）	0.5	
	なし	0	
若手・中堅技術者の配置 注【特別簡易型適用】	当該工事に満40歳未満の技術者（※16）を主任（監理）技術者として配置する場合に評価する	1	1
	上記でない場合	0	
県内（市内）資材等の優先使用	県内（市内）資材等の優先使用を評価	1～0	1
市内下請	市内業者への優先下請を評価	1～0	1
人権に関する取組状況	・しまね人権尊重のまちづくり推進事業の会員又は石西地域人権を考える企業等連絡協議会に登録し、前年度から告示日前日までの間において、会社として従業員10名以上または半数以上が参加した、市人権センターが関わった人権研修（市人権センターが講師を派遣した社内研修も含む）の受講実績があること。	1～0	1

※6【地域密着型 地域貢献度】…「地域に密着した工事」において、管内毎の実情に応じ適用するものとし、地域貢献度の場合、限定地域を優先評価する。

●「地域に密着した工事」とは、

人家連担部の道路工事・河川工事・維持工事、急傾斜工事、ほ場工事など、現場の自然的・社会的条件に精通し、災害時の対応や除雪などの地域維持工事、ボランティア等の活動を担って地元から信頼のある企業が施工することが円滑な実施に繋がる工事

※7：【高齢者の雇用確保の評価】

＜全般＞

●高齢者の雇用確保の評価にあたっては、「制度の概要の分かる資料（就業規則等）」の内容を確認した上で、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に関係する部分を添付資料として提出すること。この際、法定の制度を超える箇所をアンダーラインで明示すること。

＜高齢者雇用安定法の概要＞

●（定年を定める場合の年齢）第8条

事業主がその雇用する労働者の定年の定めをする場合には、当該定年は、60歳を下回ることができない。ただし、当該労働者のうち、高齢者が従事することが困難であると認められる業務（厚生労働省令で定める業務）に従事している労働者は、この限りでない。

●（高齢者雇用確保措置）第9条

65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①～③のいずれかの措置を講じなければならない。

①定年の引き上げ

②継続雇用制度の導入

③定年の定め廃止

ここで、65歳までとは、満65歳の誕生日前日までである。

＜定年年齢の引き上げについて＞

●高齢者雇用安定法第9条に定める定年の引き上げ措置において、満65歳の誕生日以降まで定年年齢の引き上げを行っている場合、評価する。

＜継続雇用制度について＞

●継続雇用制度とは、現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。

●高齢者は「労働者」であることが前提であり、労働者ではない「役員等」は評価の対象外である。

●労働組合に加入していない非組合員や管理職であっても「労働者」の場合は、評価の対象となる。

●労働者の定義に関する法令（参考）

【労働基準法第9条】

この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業または事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

【民法第623条】

雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。

●ただし、就業規則等の記載が高齢者の希望に対し、事業主が恣意的に継続雇用を排除しようとするなど、高齢者雇用安定法の趣旨や他の労働関連法規に反する又は公序良俗に反するものは認められない。

（下表：高齢者雇用安定法Q&A、Q4-1による）

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/ga/>

適切ではないと考えられる記載例	理 由
①会社が必要と認めた者に限る	基準がないことと等しく、これのみでは法の趣旨に反する恐れがある
②上司の推薦がある者に限る	基準がないことと等しく、これのみでは法の趣旨に反する恐れがある

③男性（女性）に限る	男女差別に該当
④組合活動に従事していない者	不当労働行為に該当

※8：【障がい者の法定雇用率】

●令和6年4月1日から2.5%（民間企業）に引き上げられている。

※9：【育児・介護休業法】…厚生労働省公式ウェブサイト参照。

（<https://safe.menlosecurity.com/https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>）

●育児・介護休業に関する制度の評価にあたっては、「制度の概要の分かる資料（就業規則等）」の内容を確認した上、で育児・介護休業法に関係する部分を添付資料として提出する。この際、法定の制度を超える箇所をアンダーラインで明示すること。なお、明示の無い場合は、評価の対象としない。

※10：【しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）】…島根県公式ウェブサイト参照。

（<https://safe.menlosecurity.com/https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/syoushika/cmspprt/cocom/boshu.html>）

※11：【ますだ子育て応援宣言企業】…市福祉環境部子ども福祉課公式ウェブサイト参照。

（<https://www.city.masuda.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushikankyobu/kodomofukushika/3/8/1283.html>）

※12：【健康経営優良法人】…健康経営法人認定事務局ポータルサイト「ACTION！健康経営」参照。（<https://kenko-keiei.jp/about/>）

※13：【建設機械の保有状況】…土木一式工事（一般土木工事、維持修繕工事）の場合
＜評価基準＞

●入札公告日前日時点で建設機械を3台以上保有もしくは長期リース（1年7ヶ月以上）している場合に評価する。

●なお、評価対象となる建設機械は、次のいずれかとする。

- ①ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーンまたはパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）
- ②ブルドーザー（自重が3トン以上のもの）
- ③トラクターショベル（バケット容量が0.4立方メートル以上のもの）
- ④移動式クレーン（つり上げ荷重3t以上）
- ⑤大型ダンプ車（車両重量8t以上または最大積載量5t以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの）
- ⑥モーターグレーダー（自重が5t以上）

※14：【建設機械の保有状況】…舗装工事（舗装工事、維持修繕工事）の場合

＜評価基準＞

●入札公告日前日時点で建設機械を1台以上保有もしくは長期リース（1年7ヶ月以上）している場合に評価する。

●なお、評価対象となる建設機械は、下記のとおりとする。

- ・モーターグレーダー（自重が5t以上）

※15：【若手技術者の新規雇用】…標準型（2億円以上）に適用する。

＜評価基準＞

●若手技術者とは、令和5年4月1日以降の新規雇用された日（健康保険被保険者証の資格取得年月日等）において、

- ①満年齢29歳以下で、当該工事種別に該当する学校（建設業法第7条第2号イで定める学校）の建設業法施行規則第1条に定める学科（国土交通省令で定める学科）を卒業した者（例：高校、高専、大学等の土木工学科等を卒業した者）
 - ②満年齢29歳以下で、当該工事種別に該当する建設業法第7条第2号ハに示す資格を有する者（例：国土交通省令で定める学科以外を卒業した者で2級土木施工管理技士等の資格を持つ者）とする。
- 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和22年法律第26

号)による高等学校(旧中等学校令(昭和18 年勅令第36 号)による実業学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校又は同法による大学(旧大学令(大正7 年勅令第388 号)による大学を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治36 年勅令第61 号)による専門学校を含む。以下同じ。)をいう。
令和5年4月1日以降の新規雇用された日(健康保険被保険者証の資格取得年月日等)において、満年齢29 歳以下の従業員(若手技術者を除く)とする。

＜評価内容の担保＞

- 受注者は、申請した若手技術者の新規雇用について、工事完了時に工事期間中雇用が継続されたことが証明できる資料(健康保険被保険者証の写し等)を提出するものとする。なお、受注者の責により、申請した若手技術者の新規雇用が工事期間中継続されず、正当な理由がない場合は、「労働福祉関連の状況」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。(11 ペナルティ参照)
- また、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請後の変更は認められない。

※16:【若手・中堅技術者の配置】

＜評価基準＞

- 入札公告日前日時点で満40歳未満の技術者を当該工事の主任技術者または監理技術者として配置する場合に評価する。
- ただし、主任技術者または監理技術者として複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者が入札公告日前日時点で満40歳未満であること。

＜評価内容の担保＞

- 受注者の責により、申請した若手・中堅技術者の配置が工事期間中継続されず、正当な理由がない場合は、「若手・中堅技術者の配置」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。(11 ペナルティ参照)
- また、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請後の変更は認められない。

⑤地理的条件(例)

評価項目		評価基準	加算点例	配点例
近隣地域での施工実績		過去2年間に於いて、〇〇地域内での施工実績あり	1	1
		なし	0	
会社所在地		〇〇地域内に本・支店、営業所等あり	1	1
		なし	0	
地域密着型	近隣地域での施工実績	過去2年間に於いて、〇〇地域内での施工実績がある者	1	1
		施工実績がない者	0	
	会社所在地	〇〇地域内に本・支店、営業所等ある者	1	1
		〇〇地域内に本・支店、営業所等がない者	0	

(参考) 施工体制評価

施工体制確認型において、原則としてヒアリング方式(開札後)により次の評価を実施する。

評価項目	評価内容	配点例
品質確保の実効性	入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る実効性の向上につながるかについて審査し、評価する。	10
施工体制確保の確実性	入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査し、評価する。	10

7 学識経験者からの意見聴取

(1) 意見聴取のタイミング

地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、次の事項について、あらかじめ学識経験を有する者2名以上の意見を聴くこととなっている。

- ①落札者決定基準を定めようとするとき
- ②落札者を決定しようとするとき（①で改めて意見を聴く必要があるとした場合）

(2) 総合評価審査委員会

- ・当面は島根県総合評価審査委員会に依頼する。

(3) 意見聴取の方法

- ①落札者決定基準を定めようとするとき
会議の開催を原則とし、提案は期別に一括提案とする。
- ②落札者を決定しようとするとき
会議形式または電話、メール、郵便、訪問等により承認を得る。なお、全ての事案について、直後に開催する総合評価審査委員会で報告する。
また、建設工事等の審査については、益田市競争参加資格委員会の議を経て島根県総合評価審査委員会へ審査を依頼することができるものとする。

8 入札情報等の公表

(1) 入札公告

入札公告文は入札情報サービス（PPI）により公告するものとする。入札公告とは別に入札説明書を作成した場合も、同様とする。

(2) 設計図書の閲覧

入札公告と同時に設計図書を閲覧に供する。

(3) 質問等への回答

設計図書あるいは技術資料等に対する質問への回答は、入札公告に示した方法で回答する。（氏名は非公表）

ただし、競争参加資格がないと認めた者あるいは技術提案の不採用の通知を受けた者からの説明要求に対する回答は当該者のみに行う。

(4) 入札結果

各項目の評価点数、入札価格、評価値について、閲覧に供する。ただし、技術提案等は知的財産であるので内容がわかるものについては公表しない。なお、競争参加者からの照会に対しては、当該者の評価内容に限り説明することは可能である。

また、当該工事に総合評価方式を適用した理由についてもあわせて閲覧に供する。

9 技術提案等

(1) 技術提案等

- ・標準型、施工体制確認型及び高度技術提案型で求める「技術提案」とは、発注者が示す施工方法等の標準的な仕様（以下「標準案」という）を上回る方法で施工する内容を示した施工上の提案について、評価するものである。
- ・もし、その提案が採用されなかった場合、標準案に基づいて施工する意志がある場合は、その旨もあわせて記載する。記載がない場合は、標準点を0点とする。
- ・技術提案をせず、標準案により施工しようとする場合はその旨記載する。ただし、技術提案がない場合には、最大で加算点合計の1割を減ずる。なお、複数の技術提案の課題を設定し、一部の

課題のみ提案がない場合は、提案が全くない場合の減点を提案がなかった課題数で按分により算出する。（少数第2位四捨五入）また、技術提案を行い採用されなかった場合は、減点をしない。

- ・簡易型で求める「施工上の留意点」とは、発注者が指定した施工上の課題への対応が現地の施工条件を踏まえて適切に図られ、工夫が見られるかを評価するものである。

（2）提案数の上限

入札参加者の技術提案に係る事務やオーバースペック（過剰な技術提案等）による負担、発注者の審査に係る事務的負担などの軽減を図るため、入札参加者から求める提案数に上限を設定する。

■ 技術提案を求める工事（標準型、高度技術提案型等）

- 技術提案1課題当たり5提案までを基本とする。

ただし、1課題の提案について細分類した提案を求める場合は、上限を個別に設定する場合がある。

■ 施工上の留意点を求める工事（簡易型等）

- 施工上の留意点1課題当たり3提案までを基本とする。

- ・提案は、記載順で評価し、上限を超えた提案については評価の対象としない。
- ・一つの提案内容（同一枠内等）に記載されたもので、複数の提案が記載されていると判断した場合であっても、1つの提案としてカウントする。この場合、複数の提案と判断した提案中の最も評価の低いもので加算点の算定を行う。

（3）技術提案等の審査

- ・「技術提案」や「施工上の留意点」で加算点を与えるのは履行状況が具体的に確認、検査できる内容のものに限る。
- ・審査に当たっては業者名を伏せて客観性や透明性が確保できるようにする。

（4）技術提案の採否・・・「技術提案」を求める工事に限る。

- ・技術提案を審査・評価し、入札前に「評価する」、「評価しない」、「不採用」あるいは「提案として取り扱わない」旨を提案者に通知する。
- ・「評価しない」、「不採用」及び「提案として取り扱わない」とした場合には理由を付す。

（5）不採用理由の説明要求等

- ・「不採用」と通知されたものは、理由の説明を書面で求めることができる。ただし、不採用の通知が撤回されることはない。・・・「技術提案」を求める工事に限る。
- ・その他、評価内容についての問い合わせは、「7 入札情報等の公表（4）入札結果」の扱いとする。

（6）技術提案の改善・・・「技術提案」を求める工事に限る。

- ・技術提案の一部を改善することで、より優れた提案となると発注者が認める場合や一部の不備を解決できる場合、提案者に技術提案の改善を求めることができる。
- ・改善提案ができるのは、標準型、施行体制確認型及び高度型において発注者が改善を求める場合のみである。
- ・技術提案の改善を求める場合は、入札公告にその旨明示し、改善過程は契約後公表する。

（7）提案の履行義務

- ・「技術提案」および「施工上の留意点」で「評価する」とした提案は、実際の施工において、原則として履行の義務を有するものとする。
- ・履行義務有の提案については、契約書に明記し、施工中及び完了検査時に履行状況の確認を行うものとする。
- ・履行義務無の提案であっても、仕様書等で規定される事項は実施しなければならない。
- ・受発注者協議により履行義務無の提案を実施することも可能であり、実施した場合、品質向上等

の効果が確認できた場合は、工事成績評定で評価する場合がある。

- 一つの提案内容（同一枠内等）に複数の提案が記載されている場合、評価、履行義務、受発注者協議による実施の可能性は下表のとおりとする。

【複数提案で○、△、×が混在する場合】

例	評 価	履行義務	受発注者協議による実施の可能性
◎、○	○（評価する）	すべて履行義務あり	—
○、△	△（評価しない）	履行義務なし	すべて実施可能。
○、×	×（不採用）	履行義務なし	×は実施を認めない。○は実施可能。
△、×	×（不採用）	履行義務なし	×は実施を認めない。○は実施可能。

（８）入札の辞退

- 電子調達システムによる入札の締め切りに至るまではいつでも入札を辞退することが認められ、その理由を明記した入札辞退届を提出すること。
- その理由が不適切であれば、不誠実な行為として指名停止の措置を行う場合がある。

10 予定価格の作成（高度型）

- （１）高度な技術力を要し、特殊な条件を有する工事においては、提出された技術提案について発注者と提案者が技術的対話を通じ、改善された技術提案について予定価格を適切に設定することができる。
- （２）上記（１）の予定価格を作成できるのは高度技術提案型に限る。
- （３）新技術等一般化されていない高度技術であり、従来の標準積算の適用ができない場合も多く、その場合は提案者の見積もりを予定価格に反映する。
- （４）予定価格の作成は次による。

技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算出することを基本とする。ただし、工事内容や評価項目、評価結果等によっては学識経験者の意見を踏まえた上で他の方法を採用しても良い。（例：評価値の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格にする等）

11 ペナルティ

- （１）落札者の「技術提案」および「施工上の留意点」の提案が受注者の責により履行できなかった場合は受注者にペナルティを課すが、受注者の責の有無については発注者、受注者が十分協議する。
- （２）「若手技術者の新規雇用」又は「若手・中堅技術者の配置」として申請した若手技術者又は若手・中堅技術者が、受注者の責により工事期間中継続雇用されず、正当な理由がない場合は、「若手技術者の新規雇用」又は「若手・中堅技術者の配置」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。
ただし、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合で、やむを得ないものとして承認された場合はこの限りではない。
- （３）上記以外の評価項目に係る技術資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も通常の処分とは別に工事成績評定点の減点を行う。
- （４）ペナルティの種類等は次のとおり
 - ・工事成績評定点の減点（各課題の加算点の最高点（配分点）を減点する）（必須）
 - ・補修請求（課題の特性に応じて）
 - ・請負金額の減額又は損害賠償の請求（課題の特性に応じて）
- （５）ペナルティの種類、内容については入札公告等および契約書に明記する。

12 競争参加資格委員会及び技術審査会

- （１）構成等は益田市建設工事総合評価方式実施要綱による。
- （２）競争参加資格委員会は競争参加資格、落札者決定基準等、総合評価に必要な事項や技術評価点を

決定する。

(3) 技術審査会は競争参加資格委員会で決定する事項に必要な調査及び事前審査を行う。

13 書類様式

(1) 競争参加資格確認申請に関する様式は入札公告で明記する。

(2) 技術資料（技術提案及びその他評価項目に関するもの）については入札説明書で明記し、提出時には電子データも添付する。

14 総合評価方式の例示

以下は、簡易型の事例。

◎評価項目および加算点一覧表

評 価 項 目		配分点	加算点			
施工上の留意点 【9点】	①歩行者の安全確保策	3	3	2	1	0
	②地盤沈下・土壌汚染	3	3	2	1	0
	③工程管理	3	3	2	1	0
企 業 【9点】	①過去2年間の工事成績評定点	5	5 ～ 1			0
	②過去10年間の施工実績	2	2	1	0	
	③過去5年間の優良工事表彰	2	2	1	0	
技術者 【4点】	①過去5年間の施工経験	2	2	1	0	
	②過去5年間の優秀建設技術者表彰	2	2	1	0	
地域貢献 【8点】	①機械保有の状況	1	1	0		
	②過去2年間の市道除雪業務	2	2	1	0	
	③過去2年間の災害復旧工事	3	3	2	1	0
	④協力雇用主としての登録状況	1	1	0		
	⑤消防団協力事業所	1	1	0		
加算点の合計		30点				
減 点	低入札工事の工事成績の減点	－5	－5 ～ 0			
	県内下請の使用義務付け違反	－1				
	県内産資材の使用義務付け違反	－1				

点数は小数第1位まで。小数点第2位を四捨五入する。

(1) 施工上の留意点

①歩行者の安全確保について

施工時において、道路利用者、交通弱者への配慮についての留意点を評価する。

②地盤沈下・土壌汚染対策について

施工時において、地盤沈下や土壌汚染などの環境対策についての留意点を評価する。

③工程管理対策について

工事の手順、工期の適切性の留意点を評価する。

【①～③の評価基準等】

記載する内容は各3項目を上限とする。

- ◆評価できる提案が3項目の場合は3点
- ◆評価できる提案が2項目の場合は2点
- ◆評価できる提案が1項目の場合は1点
- ◆提案があっても評価できないものは0点

※施工計画について、発注者が指定した施工上の課題への対応が現地の施工条件を踏まえて適切に図られ、工夫が見られるか判定する。

- ・記載する内容は、説明の要点が分かり易いようにまとめることとし、評価課題に提案個数の上限数が設定されている場合は、記載順に評価し、上限を超えて記載された内容については評価の対象としない。
- ・一つの提案内容（同一枠内等）に複数の提案が記載されていると判断しても、1つの提案として評価する。この場合、複数の提案中の最も評価の低いもので加算点の算定を行う。
- ・必要に応じて簡便な図面及び補足資料の添付もできるが、必要最低限の枚数にとどめるように努めること。（説明趣旨が不明確な資料は、評価の対象としない。）
- ・共通仕様書等示された内容に従った施工等であっても、当該工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。

（標準点を0点とする場合について）

- ・提案がない場合は、技術評価点のうちの標準点100点を0点とする。（複数の評価課題がある場合は、一つの課題でも提案がない場合も該当する。）
- ・「共通仕様書、当該工事の仕様書・設計図書等示されたとおりの内容で実施する」という類の提案は、提案がない場合と同様の扱いとする。

（提案内容の履行義務について）

- ・施工上の留意点についての採否等の通知は行わない。
- ・提案内容は、加點評価及び履行義務の有無を明らかにした上で契約書に記載し、落札者が契約後に提出する施工計画書には、加點評価有（履行義務有）とされた提案内容を反映させるものとする。
- ・履行義務無の提案であっても、仕様書等で規定される事項は実施しなければならない。
- ・受発注者協議により履行義務無の提案を実施することも可能であり、実施した結果、品質向上等の効果が確認できた場合は、工事成績評定で評価する場合がある。

（2）企業の評価

①企業の工事成績評定点

過去2年間（令和5年度から令和6年度まで）に完成した益田市発注の公共工事において同種工事の工事成績評定点の平均点を評価する。

- ◆対象となる工事成績が2件以上の場合、第1表により加算点を計算する。
- ◆対象となる工事成績が1件又はない場合、第2表により加算点を計算する。

※企業に対する評価項目である工事成績評定点の平均点において、競争参加者間の相対方式で算出していた加算点を絶対方式での算出方法に変更する。80点以上を満点、73点未満を1点とし中間の者は段階的（0.5刻み）に配点する。

※原則として、過去2年間の工事成績評定点の平均点を第1表により評価するが、対象となる工事成績が1件またはない場合は第2表により評価する。

◆第1表 対象となる工事成績が2件以上の場合

評定点の 平均点	80点以上	79点以上 80点未満	78点以上 79点未満	77点以上 78点未満	76点以上 77点未満
-------------	-------	----------------	----------------	----------------	----------------

加算点	5点	4.5点	4点	3.5点	3点
評定点の 平均点	75点以上 76点未満	74点以上 75点未満	73点以上 74点未満	70点以上 73点未満	70点未満
加算点	2.5点	2点	1.5点	1点	0点

◆第2表 対象となる工事成績が1件又は無い場合

評定点	80点以上	79点	78点	77点	76点
加算点	4.5点	4点	3.5点	3点	2.5点
評定点	75点	74点	70点以上 74点未満	70点未満	実績なし
加算点	2点	1.5点	1点	0点	0点

②企業の同種工事の施工実績

過去10年間（平成27年度から令和6年度まで）に完成した益田市発注の公共工事において、元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として施工した、当該工事の施工経験（数量、工種等具体的に）を評価する。ただし、工事成績評定点が65点未満の場合のものは実績として認めない。

- ◆施工実績が2回以上ある者は2点
- ◆施工実績が1回ある者は1点
- ◆施工実績がない者は0点

③企業の優良工事表彰

過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）に益田市及び島根県または中国地方整備局発注の公共工事において、企業として受けた優良工事表彰を評価する。

- ◆表彰が3回以上ある者は2点
- ◆表彰が1～2回の者は1点
- ◆表彰がない者は0点

（3）技術者の評価

①配置予定技術者の施工経験

過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）に完成した益田市発注の公共工事において、主任（監理）技術者又は現場代理人として担当した、同種工事（具体的に）の施工経験を評価する。ただし、工事成績評定点が65点未満の場合のものは実績として認めない。

- ◆施工実績が2回以上ある者は2点
- ◆施工実績が1回ある者は1点
- ◆施工実績がない者は0点

②配置予定技術者の優秀建設技術者表彰

過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）に益田市及び島根県または中国地方整備局発注の公共工事において、主任（監理）技術者又は現場代理人として受けた優良工事表彰を評価する。

- ◆技術者表彰が2回以上ある者は2点
- ◆技術者表彰が1回のものは1点
- ◆表彰がない者は0点

（4）地域貢献度

①機械保有の状況

入札公告日前日時点で建設機械を3台以上保有もしくは長期リース（1年7ヶ月以上）している場合に評価する。

◆建設機械を3台以上、保有若しくは長期リース契約している者は1点

◆上記以外の者は0点

②市道除雪業務の契約実績

過去2年間（令和5年度から令和6年度まで）において、益田市発注の市道除雪業務の実績を評価する。

◆両年度とも受注実績がある者は2点

◆前年度に受注実績がある者は1点

◆受注実績がない者は0点

③災害復旧工事の受注実績

過去2年間（令和5年度から令和6年度まで）において、益田市発注の災害復旧工事の実績を評価する。

◆受注実績が3件以上ある者は3点

◆受注実績が2件ある者は2点

◆受注実績が1件ある者は1点

◆受注実績がない者は0点

④松江保護観察所による協力雇用主としての登録状況

協力雇用主としての登録状況を評価する。

◆入札公告日前日において、登録を受けている者は1点

◆登録を受けていない者は0点

⑤消防団協力事業所

消防団協力事業所と認定されている者を評価する。

◆入札公告日前日において、消防団協力事業所と認定されている者は1点

◆認定を受けていない者は0点

（5）減点

①低入札工事の工事成績が良好でない場合の減点

益田市発注の令和6年度に完成した低入札工事の工事成績評定点が73点未満であれば、減点を行う。

◆70点の者は－5点

◆73点の者は0点

◆中間の者は按分で点数を算出

※【減点＝－5点×（73－低入札工事の点数）÷（73－70）】

『減点の計算事例』

A社の令和6年度の低入札工事の工事評定点72点と71点であれば、71点（複数工事の場合は最低点）を採用して、

A社の減点＝－5点×（73点－71点）÷（73点－70点）＝－3.3点
（小数第2位四捨五入）

②県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による減点

（下請・資材使用義務付けした告示工事がある場合のみ適用する）

益田市発注の令和6年度に完成した公共工事において、県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による工事成績評定点の減点を受けたことがあれば、減点を行う。

◆県内下請の使用義務付け違反の場合は－1点

◆県内産資材の使用義務付け違反の場合は－1点

□ペナルティ

落札者が提案した施工上の留意点を履行しなかった場合は、工事成績評定点から該当評価項目の加算点の最高点（配分点）を減点する。